

新型コロナワクチン特例臨時接種の期間は3月31日(日)まで

☎ 鳥取市コールセンター ☎ 0857-22-8111 ☎ 0857-32-2170

新型コロナワクチンを自己負担なし(無料)で接種できる特例臨時接種の期間は、3月31日(日)までです。接種を希望される人は、それまでに接種の検討をしてください。ただし、ワクチン接種は任意であり、強制ではありません。

※3月30・31日は土・日のため、できる限り3月29日(金)までに接種を受けるようご検討ください。
※初回(1・2回目)接種を完了できなくても、1回目だけの接種を受けることは可能です。

市民政策コメントを募集します

鳥取県東部圏域 食品衛生監視指導計画(案)

☎ 駅南庁舎生活安全課
☎ 0857-30-8552 ☎ 0857-20-3962
✉ shokuhin@city.tottori.lg.jp

本市では、鳥取県東部圏域における食品による衛生上の危害を防止、住民の食の安全・安心を確保するために、食品衛生法に基づいて、監視指導を行っています。

このたび、重点的、効果的な監視指導を実施するため、令和6年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)を作成しましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、駅南庁舎総合案内、各総合支所、本市公式ウェブサイト

公開期間 2月9日(金)～3月1日(金)

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、本市公式ウェブサイト(電子申請)、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 3月1日(金)必着

鳥取市国民健康保険「第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)」 「第4期特定健康診査等実施計画」(案)

☎ 本庁舎医療費適正化推進室(13番窓口)
☎ 0857-30-8227 ☎ 0857-20-3906
✉ tekisei@city.tottori.lg.jp

国民健康保険制度の安定的な運営と被保険者のみなさんの健康保持増進のため、保健事業を円滑に実施できるよう計画を策定します。

このたび案案をまとめましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、駅南庁舎総合案内、各総合支所市民福祉課、本市公式ウェブサイト

公開期間 2月1日(木)～20日(火)

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、本市公式ウェブサイト(電子申請)、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 2月20日(火)必着

鳥取市国土強靱化地域計画(第2期)(案)

☎ 本庁舎都市企画課(54番窓口)
☎ 0857-30-8322 ☎ 0857-20-3953 ✉ tosikikaku@city.tottori.lg.jp

現在本市では、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥る事が避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会経済システムを構築する指針として、「鳥取市国土強靱化地域計画」を策定し、計画に基づき取組みを進めています。

このたび、第1期計画策定から5年が経過し、計画期間が期限を迎えることから、あらためて、国の「国土強靱化基本計画」や「鳥取県国土強靱化地域計画(第2期)」を踏まえて「鳥取市国土強靱化地域計画(第2期)(案)」をとりまとめましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、本庁舎都市企画課、駅南庁舎総合案内、各総合支所地域振興課、本市公式ウェブサイト

公開期間 2月26日(月)～3月18日(月)

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、本市公式ウェブサイト(電子申請)、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 3月18日(月)必着

介護保険に関する税金の控除

☎ 本庁舎長寿社会課(13番窓口)
☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906
☎ 各総合支所市民福祉課 ☎ 10時

■介護保険料

社会保険料控除として、令和5年中に支払った介護保険料が所得から控除されます。

■利用料

医療費控除の対象となる介護費用のうち、日常生活費を除いたものが対象です。

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設(定員29人以下の特別養護老人ホーム)に入所の場合

介護サービス費および食費と居住費の自己負担額の1/2

②介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院に入所の場合

介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

③在宅で介護サービスを利用した場合の利用料

詳しくはサービス事業者またはケアマネジャーにお問い合わせください。

■おむつ代に係る医療費控除

申告には医師の証明書が必要ですが、2年目以降の申告の場合、医師の証明書に替えて要介護認定に係る主治医意見書の内容が要件に該当した場合のみ、市町村が発行する確認書で申告ができます。申請が必要となりますのでお問い合わせください。

■要介護認定者の障害者控除

令和5年12月31日時点で、要介護1～5の認定を受けている市内に住所のある65歳以上の人は、一定の要件を満たす場合に、障害者控除の対象となる場合があります。申請が必要となりますのでお問い合わせください。

避難行動要支援者支援制度

☎ 本庁舎地域福祉課(13番窓口) ☎ 0857-30-8202 ☎ 0857-20-3906

災害時に避難に時間がかかったり、自力で避難できない人を、自治会町内会・自主防災会など、地域で支援する(互助・共助)ことで、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりをめざしています。

「避難行動要支援者支援制度」に登録を希望する人、既に登録済みで登録内容に変更がある人は、お住まいの自治会(自治会未加入の人は民生委員・児童委員)にご相談のうえ、地域福祉課に申請書を提出してください。登録申請書は、地域福祉課、各総合支所市民福祉課、または本市ウェブサイトから入手できます。

Pick up information

ピックアップインフォメーション

市民農園新規利用者募集

☎ 本庁舎農政企画課(46番窓口)
☎ 0857-30-8302 ☎ 0857-20-3947

■受付

▷本市公式ウェブサイト・本庁舎4階46番窓口
2月1日(木)～29日(木)17:00
※電話受付はしていません。ご了承ください。

地区名	面積(m ²)	空き区画	年間利用料(円)	駐車場	給水施設	トイレ休憩舎
里仁	33	18	1,600	×	×	×
滝山	33	1	1,600	○	×	×
布勢	33	3	1,600	×	×	×
祢宜谷	66	9	3,200	○	×	×
吉岡	33	38	5,000	○	○	○
	66	3	10,000			

※申込み前に、現地の事前確認をお勧めします。本市公式ウェブサイトで、農園の場所確認ができます。
※掲載している空き区画数、年間利用料は最新の状況と異なる場合があります。
※応募多数の場合は抽選で決定します(先着順ではありません)。

